

第 1063 回 高知市教育委員会 11 月定例会 議事録

- 1 開催日 平成 22 年 11 月 29 日 ( 月 )
- 2 委員長開会宣言
- 3 議事日程
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第 2 市教委第 39 号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について  
前回から継続
  - 日程第 3 市教委 40 号 高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について
  - 日程第 4 市教委 41 号 平成 22 年 12 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案  
に対する意見について
- 4 報告 高知市学校給食調理業務委託事業の優先交渉権者の決定について  
高知市立学校教員の交通違反に係わる措置について

5 出席者

|           |            |         |
|-----------|------------|---------|
| ( 1 ) 委 員 | 1 番委員長     | 野 本 明 美 |
|           | 2 番委員      | 西 山 彰 一 |
|           | 3 番委員      | 山 本 和 正 |
|           | 4 番委員      | 西 森 やよい |
|           | 5 番教育長     | 松 原 和 廣 |
| ( 2 ) 事務局 | 教育次長       | 依 岡 雅 文 |
|           | 教育次長       | 松 井 成 起 |
|           | 総務課長       | 池 畠 正 敏 |
|           | 学校教育課長     | 片 岡 正 樹 |
|           | 教育企画監      | 黒 瀬 絹 江 |
|           | 学事課長       | 国 沢 隆   |
|           | 生涯学習課長     | 秋 沢 大 助 |
|           | スポーツ振興課長   | 徳 広 祐 一 |
|           | 青少年課長      | 西 谷 進   |
|           | 教育研究所長     | 尾 崎 佐知子 |
|           | 少年補導センター所長 | 田 所 和 仁 |
|           | 総務課長補佐     | 近 森 象 太 |
|           | 学校教育課指導主幹  | 今 西 和 子 |
|           | 青少年課長補佐    | 西 本 真 美 |
|           | 総務課総務係長    | 小 田 優   |
| 総務課総務係主事  | 森 尾 美 舗    |         |

1 平成 22 年 11 月 29 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 43 分（たかじょう庁舎 5 階会議室）

## 2 議事内容

開会 午後 1 時 30 分

野本委員長

ただいまから，第 1063 回高知市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

はじめに会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は，西山委員さんお願いします。

それでは，議案審査に移ります。日程第 2 市教委 39 号「高知市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」を議題といたします。この案件は前回 11 月 16 日の臨時会から継続審査となっております。

事務局から追加の内容等について説明をお願いします。

総務課長

総務課長の池畠でございます。全体に関係するものですので，先に全体レイアウト等の修正についてご報告させていただきます。

臨時会で文書形式や文言の統一ということについてご意見をいただき，お手元にあります 4 横長の全体レイアウト表の 1 ページから新旧対象表のとおり修正させていただきました。なお，その他でお気付きの点がございましたら，随時ご意見を頂ければと存じます。

以上でございます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

それでは，前回ご指摘をいただいた内容についての変更点をご説明させていただきます。まず，新旧対象表と素案を併せてご説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

まず，学力向上対策につきましては，新旧対象表の 2 ページの見出しに「教育委員会では，子どもたちの学力を保障することは進路を保障することであるとの考えのもと」というのがございました。この「進路を保障する」という部分が分かりづらいというご指摘がありましたので，「教育委員会では，子どもたちの学力向上をめざして」という文言に変え，すっきりとさせました。

同じく素案 5 ページで（3）の でございます。旧は「中 1 の 1 年間で学力が低下する原因を明らかにし」という内容でございました。ここでは，中学校だけに限らず小学校の内容を加えて記入するほうが良いのではないかとご指摘をいただきましたので，この（3）の を「中学生の学力を向上させるためには，小学校中学年で，努力を要する児童を増やさないこと，つまり子ども主体の授業を行って思考力や言語の力をつけていくことが重要である。こうした取り組みと合わせて中学校における長期的な視点に立った基礎学力の定着と魅力的な授業づくりを進めることが求められる」とさせていただきます。

続きまして 6 ページで，旧には，こちらも「進路保障」という文言が入ってございました。今後のことを含めて政策としてどうやっていくのかというご指摘を頂きましたので，「今後も，いただいた提言のもとに，学力の基礎となる体育（健康な体づくり）や道徳教育（豊かな心をはぐくむ）の充実も図りながら学力向上対策を継続していきたい」ということで，進路保障という文言を除くとともに「体育（健康な体づくり）や道徳教育（豊かな心をはぐくむ）」という内容を入れさせていただきました。

次に 7 ページでは，個別シートの課題等の 3 の中の最初に「中 1 の 1 年間で」という文言でございま

したが、そこは「中学校で学力状況が低下することを防ぐためには」ということで、中1ギャップということもございますが、本市では中2においても学力状況が下がる傾向にあるので、「中1の1年間」という文言を除いてはどうかとご指摘をいただいたところでもございました。

以上、学力向上対策についての3点のご指摘をいただいて、関連する4か所を直ささせていただきました。よろしくお願ひします。

野本委員長

この件について、質疑等をお願いいたします。

西山委員

「子ども主体の授業を行って」という文言がよく載せられています。「この子ども主体の授業」という言葉の定義付けといひますか、そういうことを少し書いておかれて方がよろしいのではないかと思ひます。気持ちはもの凄く分かりますし、意気込みも分かるのですが、「子ども主体の授業とは、どういふものか」と聞かれたときに、それぞれの先生方の解釈が分かれてはいけなひと思ひのですが、いかがでしょう。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

これは市民の皆様にもお示しする評価でございますので、ここの部分に少し追加させていただくようにいたします。

西森委員

個別シートの8ページですが、事業名が授業改革研修(国語、英語)とあって、その事業の目的のところ「子どもたちの一人ひとりの学力保障をめざして」とあるのです。私は、ここはどちらでもいひのかなという気もいたしますけど、「学力向上」といふふうに置き換えても、意味としては一緒でしょうか。

教育研究所長

教育研究所の尾崎でございます。

そのようにご覧いただいて構わないと思ひます。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。

野本委員長

新旧対照表の旧の3ページと6ページで、「進路の保障」といふ文言が2か所修正されていますが、学力保障イコール進路の保障というようにところで論議があつたと思ひのですが、これはイコールではないけれども将来的なことを考えると、「進路保障」といふ文言も入れておきたいという気持ちもするので、旧のニュアンスではなくてですね。もし入れるとすれば6ページの最後から2行目のところに入れてはどうかとも思ひのですが、いかがでしょう。

西山委員

ちょっと関連して今のご意見に関してです。その「保障」といふその意味ですが、それはあくまでも主体が子どもさんであるということと、その進路といふのは子どもさんあるいは保護者、学校が共に導き出していくというもので、最終的には子どもさん本人であろうかと思ひますね。

そうしたときに、「保障」といふ言葉が「約束」といふことで捉えられると、子どもの主体性がなくなってしまうのではないかと思ひます。それに代わる何か良い言葉があればと思ひのですがいかがでしょう。

野本委員長

確かに「保障」といふ言葉では違和感があると思ひます。学力向上対策を継続してめざすところには何があるのかといふところが、すぐに言葉が出ませんけれども、何か良い言葉があれば良いと思ひますがいかがでしょう。

西山委員

少し言葉が足りないかもしれませんが、進路決定の支援、あるいは進路を決めるに当たっての適切な助言であるとか、親身になって相談に乗って本人が進路を決めていくための手助けというようなニュアンスでしょうか。そういうことになると、片一方ではこんなに一生懸命やったのに、何で保障してくれないのかという話になってしまいます。今までに保障という言葉は使われていませんでしたね。

西森委員

前回、「保障」ということでいろいろ言わせていただきましたが、学力向上に取り組むという一方で、じゃあ学力偏重かという議論があって、「いや、それはこういう目的がある」ということを加えると、確かにそれは「進路」に絡む文言を加えるのもいいのではないかと今委員長のお話をお聞きして思ったところでした。

それで、ふと右に目を転じますと「子どもの夢を叶える学力をはぐくむために」という良い言葉があったので、まさにここだと思うのです。子どもの夢を叶えるためには、学力ということが役に立つ可能性が高いことだと思うのですが、このような文言をもう少し文章に入れる形にできないかと考えました。叶えるということは、保障ということではないのです。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

教育長は、普段から「子どもの夢を叶える」ということを、保護者の皆様や校長会の場で申しております。6ページの最後の2行にそういった文言を入れさせていただきたいと思っております。文言等は、委員長とご相談させていただきます。

野本委員長

ほかにありませんか。

ないようですので、次に「学校施設の耐震化」についてお願いします。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

「学校施設の耐震化」についてでございますが、前回から特に変更はございません。

また、ご指摘のありました教育委員会全体に関わるホームページの更新については、前回臨時会の翌日に開催された教育委員会の課長会において、全課に対して周知をいたしました。

以上でございます。

野本委員長

「学校施設の耐震化」について、質疑等はありませんか。

特にないようですので、次に、「学校給食における地域食材活用の推進」の説明をお願いします。

学事課長

学事課長の国沢でございます。

「学校給食における地域食材活用の推進」でございます。21ページの見出しですが、「校区の生産者を中心とする地域の人との触れ合い」を「生産者との触れ合い」に変更いたしました。

また、表にはありませんが、21ページの1の(1)の目標で、「地場産物の活用率」に対して、文言整理をというご指摘を頂いておりました。地場産物という表現は、元々は重量ベースでの地場産率を出すときの文部科学省の表現を引用しておりましたが、厚生労働省では県産物を「地域食材」と表現しておりましたので、そちらに統一させていただきました。ここで表現しております「地域食材」というのは、県内産の食材を活用するという意味で使用することとさせていただきます。

次に、(3)の対象事務の現状、課題等のところで一部文言の整理をしております。大きな修正点をご説明させていただきます。活用率を断定的に何パーセントというふうにしておりましたが、「食材数ベースで57.3パーセント、重量ベースで55.1パーセントであり、モデル地区の取り組みにより若干ではあるが活用率が上昇している」というふうに変更しました。これは、率としてどれほどものかが分かりません

でしたので、こういった表現と修正しました。

その段落の最後に、「また今後は、食育の観点から」というように地場産物を活用するというものを直接教育に連動させ、特に年間の教育計画の中に位置付けるべきであるというご指摘もあり、この2行を追加いたしました。

次に、22 ページの実施状況の方向性でございますが、方向性には異論がないので、評価しなくても良いのではないかとこの考えから空白としておりましたが、方向性はご理解いただいたものと考え、「a」といたしました。

最後に、23 ページの点検・評価委員の意見・提言への対応でございますが、数値目標をというご意見をいただきました。以前は組織の数だけを数値目標としておりましたが、「協議の回数」も追加して数値目標といたしました。数値化できるものはできるだけ数値化して、目標値を定めていくということでそういった表現をしております。

野本委員長

それでは、「学校給食における地域食材活用の推進について」の質疑等をお願いします。

特に意見がないようですので、次に、「工石山青少年の家の活用について」の説明をお願いします。

青少年課長

青少年課長の西谷でございます。

「工石山青少年の家の活用について」の変更点でございます。26 ページの点検・評価委員の意見・提言への対応のところを少し修正いたしました。前回の教育委員会で、三世代の方々に参加して喜んでいただける事業、あるいは青少年教育施設として教育委員会が直営でやっていく意義のある事業、またきめ細かな情報をホームページなどで提供していくこと等のご指摘をいただきました。これを受けまして、主催事業を中心として3世代の方々に参加して喜んでいただく事業に取り組んでおります。これを一層促進していくため、「小グループ」という書き方でしたが、「小グループ、また三世代での参加者」というふうに改めました。

として、青少年教育施設としての意義ある事業を実施するため、「中一ギャップ等、諸々の教育課題に対応するプログラムの実践の場として、教育研究所をはじめとする教育機関と連携しながら、受け入れ態勢を整えていく」という文言を新たに追加いたしました。

これに伴い、は に改め、4行目に「ネットを活用」としておりましたが、これを「ネットを活用したきめ細かな情報提供」というふうに改めました。

以上でございます。

野本委員長

ありがとうございます。「工石山青少年の家の活用について」の質疑等はありませんか。

特に意見がないようですので、次に、「自由民権記念出前講座等の実施について」の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の池島でございます。本日は、自由民権記念館の事務局長が欠席しておりますので、代わってご説明させていただきます。

素案の29 ページの、新旧対照表で申し上げますと5 ページでございます。見出しの部分ですが、「高知市立自由民権記念館は」を「自由民権記念館は」に改めました。

その次に、高知の自由民権の歴史を感じさせるものにご意見をいただきましたので、「土佐では、多くの先人が自由民権運動に参加し、それによって残された功績は、今も社会の中に脈々と受け継がれており、このことを広く発信していくことが求められています。また、市内には自由民権運動をはじめとした史跡も数多く点在しており、こうした史跡を教材として活用し、郷土史を身近に感じられる取り組みも必要となってきました。このことを踏まえ、自由民権記念館では、館外での出前講座、出前授業を展開しており、ひとりでも多くの市民に、自由民権運動への理解を深めていただきたいと思います。」

というふうに変更させていただきました。

以上でございます。

野本委員長

ありがとうございます。「自由民権記念出前講座等の実施」について質疑等はありませんか。

西森委員

新しく加わった部分ですが、冒頭の文言が「土佐で」となっていますが、施設の目標が「土佐の近代に関する」となっているので、「土佐で」でよろしいのでしょうか、「高知」ではないかという気もするのですが。このあたりは、好みの範疇に入るものなのか、あるいは高知と直すのが正式なのか、その辺りの見解が分からないのですが、いかがでしょうか。

もう一つ、「市内には自由民権運動をはじめとした史跡」という「はじめ」という文言に違和感があります。これは「自由民権運動にまつわる史跡」というニュアンスですね。「はじまる」というと植木枝盛旧邸ですとかになるので、細かいようですが、ここの文言に違和感がありましたので質問させていただきました。

総務課長

確認の上、その方向で修正いたしたいと考えます。

松原教育長

ただ、「土佐」ですが、多くの先人が自由民権運動に参加した時代が「土佐」という押さえではないかと思うのですが、いかがでしょうかね。

野本委員長

民権運動への参加があった時代は「土佐」ですが、最後の「このことを広く発信していくことが求められている」のは現代のことですので、やはり「高知」のほうが良いではないかという気もしますので確認をお願いします。

その他、全体的なことも含めてご意見はありませんか。

山本委員

全体的に、専門用語が多く使われていますが、教育の専門家ではない一般の市民の方が見られる文書です。例えば、「Q - U」などの表現は、少し分かりにくいのではないかとお思いますので、分かりやすく注釈を入れていただければ良いのではないかと思います。

野本委員長

注釈について、全体を含めてご確認ください。

ほかにありませんか。

ほかに意見がないようですので、この件についての質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 39 号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」は、この素案を基本に了とし、本日の会議でのご意見を踏まえ、修正点や字句の整理等については、私と事務局で協議し報告書として取りまとめたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 39 号については、報告書の最終の取りまとめは、私の方で行いたいと思います。

次に、日程第 3 市教委第 41 号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

青少年課長

青少年課長の西谷でございます。高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正についてですが、これは平成 22 年度の放課後児童クラブの一覧が掲載されている別表を改正するものでございまして、本

来は本年4月1日付けで改正すべきものでございました。ご提案が遅れてしまいましたことお詫び申し上げます申し訳ございませんでした。趣旨としましては、平成22年度に2つの放課後児童クラブが休会となり、新たに2つの児童クラブが新設されたために規則を改正するものでございます。

4ページをご覧ください。児童クラブの希望児童数の増減によりまして、2つのクラブの休会と2つのクラブの新設を行っております。表の中に、鴨田小学校の第四放課後児童クラブがございますが、これは鴨田小学校の放課後児童クラブへの入会希望者が増加したため、3クラブが4クラブとなったものでございます。その下に17として第四小学校第二放課後児童クラブですが、これも第四小学校の放課後児童クラブへの入会希望者が多かったために、1クラブを2クラブにするものでございます。5ページの新旧対照表をご覧ください。10の神田小学校の第三放課後児童クラブですが、こちらが入会希望者の減により休会となっております。それから、6ページの54の潮江東小学校第三放課後児童クラブですが、こちらが入会希望者の減により休会といたしました。

そういうことで、8に鴨田小学校第四放課後児童クラブ、17に第四小学校第二放課後児童クラブが入り、10の神田小学校第三放課後児童クラブ、54の潮江東小学校第三放課後児童クラブがなくなったということで、併せて番号も整理いたしました。

以上でございます。

野本委員長

この件に関して質疑に入ります。

私からまず質問させていただきますが、現在の待機児童は何人ですか。

青少年課長

現在、待機児童はゼロでございます。

松原教育長

放課後児童クラブの募集の流れについてご説明いただけますか。

青少年課長

第1次の募集は、1月中に行います。1月に募集を行いまして基本的にその時点で申込みのありました児童は、全員クラブに入ることができるような措置を講じていきたいと考えております。放課後児童クラブの場合は、締め切りを過ぎましても、随時申込みがございます。当然待機児童が出ないように措置は講じますが、4月以降も申込みがございます。

平成20年度から待機児童ゼロという取組みを行っております、現在待機児童は出しておりません。4月が入会のピークとなりますが、4月以降は夏休みを中心に子どもさんが学校に慣れてくるということもございまして、退会していく子どもさんがいらっしゃいます。逆に、クラブに入りたいという子どもさんもいらっしゃいますが、夏休み以降については、待機児童が出ることはありません。

また、放課後児童クラブの数が増えるのは、1クラブの定員を基本的に60人としておりまして、希望者が70人を超えた場合に新たなクラブを設置することとしております。

松原教育長

新たなクラブを設置する場合の基準日は、いつになりますか。

青少年課長

基準日は4月1日現在ということになります。クラブ数を増やす場合には、空き教室などのスペースの問題がございまして、急に準備できない場合がございます。ただ、1つの学校に2つ、3つのクラブがあれば、融通が効く場合が多いですので、まず大丈夫であると考えます。

松原教育長

基準日の4月1日に71名の場合は、クラブを増やすということですが、途中で60人になる場合はクラブが減ることになるのですか。

青少年課長

クラブを減らすことは考えておりません。全体の調整の中ですが、減らすことはありません。

松原教育長

途中で増える場合に、1つのクラブで我慢してもらうこともありますか。

青少年課長

そういう場合も想定はされます。

野本委員長

待機児童がないということが大事ですね。ほかにご意見はございませんか。

特に、ご意見はないようですので、この件の質疑を終了し、採決いたします。市教委第40号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委40号は原案のとおり決しました。

次に、日程第4市教委第41号「平成22年12月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」を議題といたします。事務局から一括して説明を受け、その後それぞれの内容について質疑を行いたいと思います。事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

平成22年12月定例会提出議案一覧（教育委員会所管分）という資料に沿ってご説明させていただきます。12月市議会へ提案予定の議案は、補正予算が17件、また予算外議案が指定管理者の指定に関する議案の1件でございます。はじめに予算議案からご説明させていただきます。

(1)の教育基金積立金でございます。内容は平成22年10月に学校教育の充実及び教育振興のために寄付していただいた100万円と、11月に市民図書館の図書購入のために寄付していただいた300万円の計2件400万円を教育基金に積み立てるものでございます。なお、今回の積立てにより、基金の残高は、2,755万円となります。

次に、(2)の緊急雇用児童生徒支援員配置事業費でございます。児童生徒支援員につきましては、22年度当初予算分により、4月から6名、5月から10名を配置しているところでございますが、更に高知県緊急雇用創出臨時特例基金の追加配分を活用し、追加配置することにより、学校が抱える教育課題解決のため、また児童生徒の学力を伸ばす加力指導、あるいはADHD等の学校生活への適応困難な児童生徒の支援等を行っていきたいと考えているところでございます。なお、補正額は23年1月から3月末までの賃金及び社会保険料でございます。

次に、(3)の幼稚園就園奨励費でございます。私立幼稚園就園奨励費は、高知市周辺の私立幼稚園授業料を平均した単価を補助限度額としていますが、補助対象の階層区分によっては単価の高い世帯が増加するなど、当初の見込みより補助金額が上昇したことにより、予算に不足が生じる見込みとなったものでございます。

次に、(4)から(6)までの学校図書整備事業費でございます。この事業は国民読書年の記念事業として、高知新聞社が実施している「母校に本を贈る運動」による寄附金相当額の学校図書を購入するものでございます。寄附金の募集は11月30日で締め切られ、高知新聞社から県教育委員会に一括寄贈されたあと、各市町村へ県補助金として交付されることとなっております。本市としましては、県教育委員会から補助金の交付決定を受けた後、小・中・特別支援学校全校の希望図書の調査を行い、購入することにより、学校図書の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、(7)の要保護・準要保護生徒対策費でございます。要保護・準要保護生徒対策費は、経済的な理由により就学困難な生徒の保護者に対して、学校給食費・学用品費・修学旅行費などの援助を行うことにより、生徒の就学を促す事業でございますが、認定者が増加するなど、当初の見込みより助成額が上

昇したことにより、予算に不足が生じる見込みとなったものでございます。

次に、(8)の商業高校の運営管理費でございます。当初予定していた時間講師の配分時間が当初の見込みより増加したことにより、時間講師に係る報奨費に不足が生じる見込みとなったものでございます。

次に、(9)の文化プラザの管理運営費及び(10)の春野文化ホールピアステージの管理運営費でございます。文化プラザと春野文化ホールピアステージについては、施設管理に係る管理者を指定していますが、その委託費の中には、地デジ化対応の経費が計上されていないため、それぞれの施設の管理運営費を補正するものでございます。

次に、(11)の放課後児童指導員報酬でございます。年度当初は育児休業者を除いた正規指導員数を118名と見込んでいましたが、新たな育児休業者や病欠指導員が発生し、正規指導員数が減少したことにより減額補正するものでございます。

次に、(12)の放課後児童健全育成事業管理運営費でございます。内容は、春野地区を除いた児童クラブの障害児数が、当初の見込の75名から93名に増加したことに加えて、4分室で見込んでいた分室数が、現在5分室となり1分室増加したことで臨時指導員18名が必要となり、その指導員に係る報償費と社会保険料を増額補正するものでございます。

次に、(13)の放課後児童健全育成事業運営委託費でございます。春野地区の児童クラブ3施設は、運営を外部委託していますが、障害児の入会者2名の増加に伴い、臨時指導員1名が必要となったことなどにより、委託料を増額補正するものでございます。

次に、(14)の下知市民図書館整備事業費でございます。整備事業が凍結されていましたが下知市民図書館の整備につきまして、21年度に国の経済対策に伴う補正等により積み立てた「地域活性化・公共投資基金」を活用することにより、基本・実施設計を行うものでございます。

次に、(15)の工石山青少年の家テレビデジタル化事業費でございます。この事業は、平成23年7月の地上デジタル放送完全移行に向け、工石山青少年の家の視聴環境整備やチューナー購入等を行うものでございます。

次に、(16)の総合運動場施設整備事業費でございます。この事業は、県の全面的な財政支援を受けて、野球関係団体をはじめ市民から強い要望のありました高知球場へのナイター設備設置について、国の補正予算による補助金を活用し、前倒して工事費の補正を行うものでございます。

最後に、(17)の繰越明許費の設定でございます。内容は、地方自治法第213条の規定により、22年度内に事業が完了しないおそれのある先ほど説明しました下知市民図書館整備事業と総合運動場施設整備事業の2事業について、繰越明許費の設定を行うことについて承認をいただくものでございます。

続いて、予算外議案でございます。予算外議案は、高知市青年センターの指定管理者の指定に関する議案の1件でございます。青年センターの指定管理につきましては、平成20年4月から高知市青年センターサークル協議会により行われておりましたが、平成23年3月に指定管理の期間が終了することに伴い、23年4月からの指定管理者を指定することとなりました。

公募を行いましたところ、2団体から応募があり、高知市指定管理者審査委員会で審査を行い、高知市青年センターサークル協議会を指定候補者として選定いたしました。これを受けまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、同協議会を指定管理者として指定することについて市議会の議決を求めるとでございます。

なお、指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上でございます。

野本委員長

この件に関して質疑等はございませんか。

西森委員

教育基金積立金ですが、10月に100万円、11月に300万円ということで、これは市民の方から善意の寄付を頂いたということでしょうか。

総務課長

はい，そうです

西森委員

それで，教育基金に積み立てるといってお話でしたが，教育基金に積み立てた後の使途は，どういうふうになるのでしょうか。それと，11月の300万円は図書購入ということで寄附されたといってお話でしたが，仮に図書購入のために寄附されたとしたら，教育基金に積み立てられたあと，どういうふうな使途となるのかの関連性がよく分からなかったのでお教えいただきたいと思います。

総務課長補佐

教育委員会総務課の近森でございます

まず，10月に寄附のあった100万円ですが，これは来年度の学校教育の振興ための事業に充当させていただきますと考えております。また，11月に寄附のあった300万円ですが，市民図書館へ児童図書購入ということで寄附がございました。児童図書が基本ですが，一般図書も含めて購入しまして，それを目録としてお知らせしたいと考えております。

西森委員

使途としては，寄附してくださった方の意向に沿う形は決まっているけれども，予算措置としては基金に積み立てるといっているという意味合いでよろしいのですね。

総務課長補佐

通常，寄附として頂きましてそのままにしておきますと，一般会計に入ってしまうとどの分に充当したのかが分からなくなってしまいます。それで，いったん基金に積み立てて，寄附者のご意向に沿った事業の歳入に充当するという形にして，希望に沿う形にしたいと考えております。そのため，いったん積み立てることとしております。

松原教育長

従来ですと，教育基金というのは，果実である運用益を使って事業を行い，元金があまり減らない形でやってきたのですが，あまりにも金利が低いということで，現在では元金を使ってやらざるを得ないという状況です。それで，今回の2つの寄附は，このために使ってほしいという意向がありますので，来年度は，そのために基金の元金を処分して，事業の歳入に充当するということになるかと思っております。

西森委員

(4)から(6)までの学校図書整備事業費ですが，小学校313万5,000円，中学校99万3,000円，特別支援学校が2万円となっていて，この配分はどういうふうになっているのかお教えいただきたいのと，特別支援学校が2万円というのは，額だけをみると少ないような気がするのですが，どういう根拠なのでしょう。

学事課長

学事課長の国沢でございます。

それぞれの寄附がどこそこの学校へいくらという寄附になっておりまして，各学校へ寄附された額が基本になります。ただ，中には学校を指定していない寄附もあり，その指定されていない寄附を集めて，寄附が寄せられていない学校に配分をするということで，その額が1校2万円と県は定められているということです。ですので，市立養護学校につきましては，学校を指定した寄附はなかったので1校2万円に該当するということです。

野本委員長

各学校によって格差があるということですね。

それから，(12)の放課後児童健全育成事業管理運営費ですが，分室というのがよく分からないのですが，お教えいただけますか。

青少年課長

青少年課長の西谷でございます。

先ほど、定員を 60 人で 70 人を超えたときは 2 つのクラブにするというお話をいたしました。70 人までの場合には、1 つのクラブと 1 つの分室を設置しております。ただ、60 人のクラブと数人の分室という分け方をしますと分室の人員が少なくなり過ぎますので、そういった場合は、クラブと分室の間で若干の人員の調整を行っています。

西森委員

(15)の工石山青少年の家テレビデジタル化事業費ですが、補正額 140 万円というのは結構な額のような気がするのですが、なぜでしょうか。

青少年課長

工石山青少年の家は、電波の受信状態が悪い場所となっております。現在の山の反射で受けております。ただ、そういった受け方ですと天候に左右されるということがありまして、そのために支柱を建てて線を工石山まで引き、天候の悪い日も放送が受信できるようにしたいと考えます。災害なども想定されますので、ちゃんとした受信ができなければならないということで今回きちんと整備させていただくことといたしました。

西山委員

デジタル放送の受信機であるテレビの台数ですが、何台置かれますか。

青少年課長

工石山へは 6 台置きます。事務室、食堂、宿直室、談話室等で、各部屋には置いておりません。

野本委員長

ほかに意見はありませんか。

特にないようですが、この件に関して委員会として、市長に特に申し上げることはございませんか。

委員一同

【な し】

野本委員長

特にないようですのでお諮りします。日程第 4 市教委第 41 号「平成 22 年 12 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は、教育委員会からは「特になし」として決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 41 号はそのように決しました。

続いて報告事項です。「高知市学校給食調理業務委託事業の優先交渉権者の決定について」を議題いたします。事務局の説明をお願いします。

学事課長

学事課長の国沢でございます。

ご承知のとおり、学校給食調理業務の民間委託につきましては、潮江東小学校、長浜小学校と横浜新町小学校の 3 校で民間委託の本格実施を検討してまいりました。競争件数といたしましては、潮江東小学校で 1 件、長浜小学校・横浜新町小学校の 2 校で 1 件の 2 つの競争において、いずれもプロポーザル方式によって業者選定を行ってまいりまして、去る 11 月 25 日に業者から直接プレゼンテーションを受け、また高知市学校給食調理業務民間委託業者選定委員の皆様によるヒアリングを行いまして、最終的な採点を行い業者が決定しましたのでご報告いたします。

申し訳ありませんが、これについての資料はありませんので、口頭でのご説明となります。

まず、平成 21 年度から試行実施しています潮江東小学校ですが、現在受託しております株式会社メフォスと、もう 1 社の県外事業者の、B 社とさせていただきます事業者の 2 者が参加しまして、競争の結果、株式会社メフォスが最高得点を獲得し、最優先交渉権者に決定いたしました。

また、長浜小学校と横浜新町小学校ですが、株式会社メフォスと、県内事業者の、C社とさせていただきます事業者の2者が参加しまして、競争の結果、株式会社メフォスが最高得点を獲得し、最優先交渉権者に決定いたしました。

いずれの競争におきましても、株式会社メフォスが最優先交渉権者に決定したということでございます。

審査の中身ですが、安全な学校給食の提供において高い水準にあること、従事者に対する研修等の体制が充実していること、業務の円滑な実施体制が確立していること等が高く評価された結果であろうと分析しております。

報告については以上でございます。

野本委員長

この件に関して質疑等はございませんか。

特にないようですので、次にまいります。続きまして、「高知市立学校教員の交通違反に係る措置について」ですが、この案件は、個人情報を含む案件ですので秘密会といたしたいと考えます。これにご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

野本委員長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時43分

署名

委員長

2番委員